



防火基準適合表示制度における建築構造等既存不適格に係る特例基準について

防火基準適合表示制度においては、総務省消防庁の通知に基づき、建築構造等が既存不適格である旅館、ホテル等は、原則、表示基準に適合しないものとされています。

しかしながら、京都市においては、歴史ある旅館、ホテル等が数多くあることから、建築構造等が既存不適格である建築物であっても、その他の措置を講じることにより現行基準と同等の安全性が確保できる場合には、表示マークを交付することとするため、既存不適格に係る特例基準を設け、本年9月から運用することとしたものです。

1 特例基準の意義

今回定めた特例基準は、建築構造等が既存不適格である旅館等について、建築構造等に代えて、消防用設備等の強化、各客室からの避難経路の確保などの強化措置を講じることにより、建物全体として、現行基準と同等以上の防火安全性能を確保するものです。

これにより、建築構造等が既存不適格である旅館等についても、安全対策を講じた場合に表示マークを掲げることが可能となり、当該旅館等の更なる防火安全性能の向上を推進することができます。

2 特例基準の目標

火災が発生した場合に、旅館、ホテル等の施設利用者全員が、屋外の安全な場所に避難することができるることを目標としています。

3 特例基準の対象

建築基準法における主要構造部、たて穴区画又は階段構造に既存不適格部分がある旅館等

(既存不適格部分がある旅館等の例)

- 木造3階建てのもの（昭和25年以前に建築されたもの。）
- 木造2階建てで、2階が300m²以上のもの（昭和25年以前に建築されたもの。）
- たて穴区画がないもの（昭和44年以前に建築されたもの。）
- たて穴区画の防火設備が温度ヒューズ式のもの（昭和49年以前に建築されたもの。）

※既存不適格：建築時には当時の基準に適合していたが、その後の法令改正により、新たな基準に適合しなくなったもので、建築基準法令上は違反ではありません。

4 特例基準の内容

建物の構造、面積、階数、使用状況に応じた特例基準となっています。（裏面参照）

5 特例基準適用に係る手続（例）

建物の構造等により措置が異なりますので、必ず事前に御相談ください。

- 消防署での事前相談
- 工事計画書等の提出
- 工事完了の報告
- 表示マーク交付申請書の提出（特例基準適合申告書の提出）



消防職員が特例基準の適合状況を含めた表示基準の適合状況を審査し、基準に適合していると認めたときに、表示マークを交付します。



建築構造等既存不適格に係る特例基準の概要

項目	特例基準の概要		
	次の I 又は II のいずれかの措置に適合していること。		
	I	スプリンクラー設備の全館設置 (放送設備の設置、各客室から 2 方向の避難経路を確保)	
主要構造部 階段	II (いずれかの措置に適合していること。) 客が 3 階に宿泊する。	2 階建 0 て m ² 以上	<p>基本セット</p> <p>消火器の増強及び内装の不燃化 又は 屋内消火栓設備（1人操作型）の設置</p> <p>放送設備の設置</p> <p>各客室から直接屋外へ避難可能（避難器具の設置等）</p>
		3 階及び 3 階に至る経路をその他の部分と区画 3 階及び 3 階に至る経路にスプリンクラー設備の設置 その他の部分には、[基本セット]（2 階 300 m ² の場合）の措置	
		消火器の増強及び内装の不燃化 屋内消火栓設備（1人操作型）の設置 非常放送設備の設置 階段に防煙垂れ壁の設置 各客室から直接屋外へ避難可能（避難器具の設置等）	
		【2 階 300 m ² 以上】 基本セットの措置 階段に防煙垂れ壁の設置	
		【2 階 300 m ² 未満】 消火器の増強 階段に防煙垂れ壁の設置	
	客が 3 階を利用しない。 3 階居室あり 3 階非居室	【2 階 300 m ² 以上】 基本セットの措置 1, 2 階の避難誘導ができる措置	
		【2 階 300 m ² 未満】 1, 2 階の避難誘導ができる措置	
		【2 階 300 m ² 以上】 基本セットの措置 3 階に客が上がれない措置	
		【2 階 300 m ² 未満】 3 階に客が上がれない措置	
		たて穴区画の設置 (防火設備は、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式)	

※ 特例基準は、建物状況によりそれぞれ異なりますので、詳しくは消防署に御確認ください。